

区自治協議会の設置素案について

（平成 17 年 11 月 24 日）

項目	設置素案	委員会での意見等	対応状況
1 設置	<p>分権型社会の実現に向けて，市民と行政との協働による住民自治の推進を図るため，地方自治法第252条の20第6項の規定に基づく協議会を，区ごとに置く。</p> <p>に規定する協議会は，区自治協議会と称する。</p> <p>に規定する区自治協議会の名称は，別表のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">（例） 区 区自治協議会 区 区自治協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例前文に理念等の文言を盛り込んでどうか。 ・ 区地域協議会と区自治協議会の関係及び，自治会と地域自治組織の違い等が分かりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区自治協議会の理念については，自治基本条例における検討課題とすることが適当であり，設置条例では簡潔な表現にとどめる。 ・ で名称の規定を掲げ，明確にする。
2 委員の定数及び選任等	<p>区自治協議会を組織する構成員は，区自治協議会委員（以下「委員」という。）と称する。</p> <p>委員の定数は，30人以内とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定数は，専門部会の設置を前提に30人以内がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定数は現行の地域審議会委員数及びコミュニティ協議会の設置単位などを考慮して30人以内とし，地域の実情に応じて選任することとする。

項目	設置素案	委員会での意見等	対応状況
<p>2 委員の定数及び選任等</p>	<p>委員は、区の区域内に住所を有する者（以下「区民」という。）又は区の区域内に事務所を有し活動する団体（以下「区域諸団体」という。）を代表する者で、次のいずれかに該当するもののうちから、市長が選任する。</p> <p>コミュニティ協議会を代表する者 公共的団体を代表する者 市民活動団体を代表する者 学識経験者 公募による者 その他市長が必要と認めた者</p> <p>市長は、委員の選任に当たっては、区民及び区域諸団体の多様な意見が適切に反映できるものとなるよう配慮しなければならない。</p> <p>【別に定める事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の推薦手続き ・ 委員資格の重複対応 ・ 公募の実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「住所を有する者」とは、法人や通勤者も含むのか。 ・ 選任方法については、コミュニティでの意見がきちんと区協議会に伝わるシステムをつくるべき。 ・ 構成については、専門分野ごとに協議会に呼べる体制も必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「住所を有する者」を、「区の区域内に住所を有する者（区民）又は区の区域内に事務所を有し活動する団体（区域諸団体）を代表する者」と規定する。 ・ 「8会議の運営」の で委員以外でも、協議会に専門分野の者を出席させることができることとする。

項目	設置素案	委員会での意見等	対応状況
3 委員の任期及び解任等	<p>委員の任期は、3年とする。ただし、任期途中で委員の辞任に伴い、新たに選任されることとなる委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>委員は、再任することができる。ただし、再任は1回とする。</p> <p>委員は、「2委員の定数及び選任等」の本文に規定する要件を欠いた場合は、その職を失う。</p> <p>市長は、次のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。</p> <p>心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>上記に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 任期が2年か3年かは審議の内容や回数による。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令上の任期は4年以内となっているが、多様な意見を反映する必要があることと、会議の専門性も考慮する必要があることから、委員の任期は3年、再任は1回とし通算で6年とする。 通算年数は、「附属機関等の設置及び運営に関する指針」においても、通算の在任期間は原則6年を超えないものとしており、指針と整合性を図っている。
4 委員の報酬及び費用弁償	<p>委員には、報酬を支給しない。</p> <p>委員が区自治協議会の会議等（別途規定）に出席したとき又は公務のため出張したときは、新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第4条に規定する費用を弁償する。</p> <p>【別に定める事項】費用弁償支給対象の会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> 報酬はなしでよいが、費用弁償は必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 費用弁償及び旅費の額については、「新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に規定することとして調整を行う。

項目	設置素案	委員会での意見等	対応状況
5 会長及び副会長	<p>区自治協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>会長及び副会長の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。</p> <p>会長は、区自治協議会の事務を掌理し、区自治協議会を代表する。</p> <p>副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>【別に定める事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 副会長の複数設置及び代理順位 	<ul style="list-style-type: none"> 選任時は互選なので、解任についてははっきり規定しないほうがよい。 副会長は何人を想定しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 会長の解任については、「3委員の任期及び解任等」の において委員の解任規定を設けたことにより対応できるため規定しないこととする。 副会長は、当初会長の代理として1人を想定していたが、地域の実情を反映させる必要があることから、複数の設置も可能とし、代理順位も規定することとする。
6 区自治協議会の役割等	<p>区自治協議会は、区民及び区域諸団体の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整及びとりまとめを行い、区役所と連携し、協働の要となるよう努め、次の に掲げる役割を担うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民等との連携強化に関する事項は、新潟市が分権を目指す上で重要な事項であることから項を独立させてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 第27次地方制度調査会の答申及び改正自治法の趣旨に沿って、区自治協議会が区民や区域諸団体との「協働の要」となることを、その役割として独立させ具体的に規定する。

項目	設置素案	委員会での意見等	対応状況
<p>6 区自治協議会の役割等</p>	<p>区自治協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べるができる。</p> <p>区役所が所掌する事務に関する事項</p> <p>上記 に掲げるもののほか、市が処理する区の区域に係る事務に関する事項</p> <p>市の事務処理に当たっての区民及び区域諸団体との連携の強化に関する事項</p> <p>市長は、次に掲げる区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区自治協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>総合計画及びこれに準ずるものとして市長が認める計画に関する事項</p> <p>公の施設の設置及び廃止に関する事項</p> <p>その他市長が必要と認める事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併建設計画については、総合計画の一部分に含まれることから抜き出して記述しないほうがよい。 ・ 区の権限がどうなるかにもよるが、計画・予算・組織・施設については必須のものといえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併建設計画は 10 年間という限られた期間での計画であり、「総合計画及びこれに準ずるもの」に含まれていることから記述しない。 ・ 予算及び組織については、区役所の権限・機能の検討に合わせて調整する。

項目	設置素案	委員会での意見等	対応状況
6 区自治協議会の役割等	<p>市長及びその他の市の機関は、上記及びの意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市長等の責務は地方自治法に規定されているので、あえてここでは盛り込まなくてもよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法に規定されている条文ではあるが、区自治協議会の意見を尊重すべき市長等の立場を明確にし、又、区自治協議会の意見の重要性を市民にも分かりやすくするため残すこととする。
7 会議の招集	<p>区自治協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務局案のとおりとしてよい。 	

項目	設置素案	委員会での意見等	対応状況
8 会議の運営	<p>会長は、区自治協議会の会議の議長となる。</p> <p>会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。</p> <p>会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。</p> <p>で規定する委員以外の者を会議に出席させた場合は、委員に準じ、「4 委員の報酬及び費用弁償」の に規定する費用を弁償する。</p> <p>【別に定める事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の開催回数 ・ その他運営規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の非公開の規定は、現時点で非公開の場合が想定できないため当初から盛り込まず、必要が生じた時に追加規定すればよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただし書きの「会議の非公開」については、想定のできない事態にも事前に対応する必要があるため規定する。

項目	設置素案	委員会での意見等	対応状況
9 部会の設置	<p>区自治協議会は、その事務の一部について審議させるため、部会を置くことができる。</p> <p>部会の組織及び運営に関し必要な事項は、区自治協議会が定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条文に規定はしておき、実際に設置するかどうかは各区の実情にまかせてもよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の意見のとおりとする。また、規則において部会の開催に対する費用弁償はしないこととする。
10 連絡調整	<p>区自治協議会は、別に定めるところにより、他の区自治協議会との連絡調整を行うことができる。</p> <p>【別に定める事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長会議の設置及び運営 ・ 調整会議の設置及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体会議の必要性はあるため会長会議の名称で各区1名ずつでどうか。 ・ 関係区との調整会議の条文も残しておいてよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長会議及び調整会議の設置については、詳細を別に定めることとし、条文上は簡潔に表現するものとする。
11 庶務	<p>区自治協議会の庶務は、区役所で処理する。</p>		